

医療法人医泉会 訪問看護ステーションさくら
訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団医泉会
代 表 者 名	理事長 小川 智
所在地・連絡先	(所在地) 京都府八幡市男山泉 2 番地 1 (電話) 075-963-5790 (FAX) 075-963-5792

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団医泉会 訪問看護ステーションさくら
所在地・連絡先	(所在地) 京都府八幡市八幡馬場 38 番地 (電話) 075-963-5793 (FAX) 075-963-5693
事業所番号	2662990049
管理者の氏名	福田 真樹

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			事業運営の管理
看護師	1 2		1	1 1		訪問看護サービスの提供
理学療法士	1			1		訪問看護サービスの提供

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	八幡市
------------	-----

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日	土曜日
営業時間	9:00～17:00	9:00～12:30

※ 営業しない日： 日曜日・祝日・12月30日～1月3日

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする
サービス提供時間	平日9:00～17:00 土曜日9:00～12:30

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等	
1 訪問看護計画 (介護予防訪問看護計画) の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)及び介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。	
2 訪問看護 (介護予防訪問看護) の提供	訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)に基づき、訪問看護(介護予防訪問看護)を提供します。 具体的な訪問看護(介護予防訪問看護)の内容 ① 病状・障害の観察、健康相談 ② 日常生活の看護 ③ 医師の指示による医療処置 ④ リハビリテーション ⑤ 認知症の看護、精神的支援をはじめ総合的な看護	
3 その他	相 談	家族・介護者の心配等の相談 他のサービス制度の紹介 介護用品・住宅改善の相談
	支 援	主治医への情報提供 他のサービス及びボランティア支援の利用に関する情報提供

■ 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割若しくは3割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 1単位：10.42円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額 （1割の場合）
看護師 による 場合	20分未満	314単位	3,272円/回	328円/回
	20分以上 30分未満	471単位	4,908円/回	491円/日
	30分以上 1時間未満	823単位	8,576円/回	858円/日
	1時間以上 1時間30分未満	1,128単位	11,754円/回	1,176円/日
理学療法士 による場合	1回(20分)	294単位	3,064円/回	307円/回

指定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

サービス単位	2961単位/月	* 要介護区分が要介護5の場合のみ
サービス利用料金	30854円/月	800単位/月加算
利用者負担額	3086円/月	（1割の場合）

■訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額	内 容
初回加算（Ⅰ）	350単位	3,647円	365円	退院日に訪問した場合 の初回利用時
初回加算（Ⅱ）	300単位	3,126円	313円	初回利用時
退院時共同指導加算	600単位	6,252円/回	626円/回	退院時に主治医と共 同指導後初回利用時
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,210円/月	521円/月	悪性腫瘍指導管理又 は気管切開・留置カ テーテルの利用者

特別管理加算Ⅱ	250単位	2,605円/月	261円/月	在宅酸素、人工肛門等の利用者の方
緊急時訪問看護加算	600単位	6,252円/回	626円/月	計画外の緊急時訪問を必要に応じ行う時
ターミナルケア加算	2500単位	26,050円	2,605円	ターミナルケアを行った時

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内 容
複数名訪問加算（Ⅰ）				1回につき複数名の看護師が訪問看護を行った場合
2人以上による場合 （30分未満）	254単位	2,646円/日	265円/日	
2人以上による場合 （30分以上）	402単位	4,188円/日	419円/日	
複数名訪問加算（Ⅱ）				1回につき看護師等、看護補助者と同時に訪問看護を行った場合
2人以上による場合 （30分未満）	201単位	2,094円/日	210円/日	
2人以上による場合 （30分以上）	317単位	3,303円/日	331円 /日	

■介護予防訪問看護（地域区分 1単位：10.42円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額 （1割の場合）
看護師による場合	20分未満	303単位	3,146円/回	315円/回
	20分以上 30分未満	451単位	4,700円/回	470円/回
	30分以上 1時間未満	794単位	8,274円/回	828円/回
	1時間以上 1時間30分未満	1,090単位	11,358円/回	1,136円/回
理学療法士による場合	1回(20分)	284単位	2960円/回	296円/回

■介護予防訪問看護加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内 容
初回加算（Ⅰ）	350単位	3,647円	365円	退院日に訪問
初回加算（Ⅱ）	300単位	3,126円	313円	初回利用時

退院時共同指導加算	600単位	6,252円/回	626円/回	退院時に主治医と共同指導後初回利用時
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,210円/月	521円/月	悪性腫瘍指導管理又は気管切開・留置カテーテルの利用者方
特別管理加算Ⅱ	250単位	2,605円/月	261円/月	在宅酸素、人工肛門等の利用者の方
緊急時介護予防訪問看護加算	600単位	6,252円/回	626円/月	計画外の緊急時訪問を必要に応じ行う時

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内 容
複数名訪問加算（Ⅰ）				1回につき複数名の看護師が訪問看護を行った場合
2人以上による場合 （30分未満）	254単位	2,646円/日	265円/日	
2人以上による場合 （30分以上）	402単位	4,188円/日	419円/日	
複数名訪問加算（Ⅱ）				1回につき看護師等、看護補助者と同時に訪問看護を行った場合
2人以上による場合 （30分未満）	201単位	2,094円/日	210円/日	
2人以上による場合 （30分以上）	317単位	3,303円/日	331円 /日	

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上	1,000円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■キャンセル料

利用者様の都合により利用当日にサービスを中止する旨の連絡があった場合は、キャンセル料として予定サービス利用料金の50%をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

■利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

京都信用金庫 くずは支店 普通預金口座（口座番号 3015929） 口座名義 医療法人社団医泉会 理事長 小川智
--

5 事業所の特色等

（１）事業の目的

訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）の提供によって、要介護状態（要支援状態）になられた利用者の方に対して、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、日常生活機能の維持向上を図り、可能な限り居宅でその方の能力に応じて自立した、その方らしい豊かな日常生活を送っていただけるように適正な訪問看護サービスを提供することを目的に事業を行います。

（２）運営方針

事業は、介護保険法並びに関係諸法令を遵守してその実施するとともに、訪問看護（介護予防訪問看護）の運営にあたっては、利用者及びその家族の方の要望を十分に尊重してサービス提供が行えるように、利用者の病状観察の状況、医療処置等の意味や必要性などを丁寧に説明し、納得してサービスが利用できるように常に利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

居宅介護支援事業者と綿密に情報交換を図るとともに、主治医や他のサービス提供事業者、関係市町村、その他の保健医療福祉サービス等と連携して、より効果的で効率的にサービスを利用いただけるように努めます。

また、スタッフ間でのカンファレンス等を定期的に行うことにより、スタッフが全体として臨機に利用者に対応できるように努めます。

（３）その他

従業員研修を年3回以上実施するとともに、新任職員に対しては採用後2ヶ月以内に初任研修を行います。研修は、必要な知識や能力の向上を目的に、外部研修を含めて各従事者に義務付けて行います。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 福田 真樹 受付時間 9:00～17:00（平日） 9:00～12:30（土曜日） ＊日祝日及び12/30～1/3を除く 連絡先 電話 075-963-5793 FAX 075-963-5693 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱 1階玄関入口に設置
八幡市高齢介護課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：075-983-1111（代表）
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日は除く） 電話番号：075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 窓口責任者をおき、相談及び苦情に対応するとともに、管理者が苦情解決責任者として苦情解決にあたる。
- 事業所に対して苦情があった場合
 - ・直ちに窓口責任者が詳しく事情を聞き、担当の従業員からも事情を確認する
 - ・窓口責任者が必要と判断した際は、検討会議を行う
 - ・検討の後、少なくとも1週間以内に具体的対応を行う
 - ・記録を台帳に保管し、再発防止のために役立てる
- 苦情申し立てへの協力援助
 - ・国保連合会・保険者に対して苦情を申し立てる場合、必要な援助を行う
 - ・国保連合会・保険者等が行う調査に協力する

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作

成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

11 社会情勢及び天災

- ※ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ※ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 〒614-8366 京都府八幡市八幡馬場 38 番地
 事業者(法人)名 医療法人社団 医泉会
 事業所名 訪問看護ステーションさくら
 事業所番号 2662990049
 代表者名 小川 智



説明者 職 名 所長 看護師
 氏 名 福田 真樹



私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

利用者 住 所
 氏 名



代筆者 住 所
 氏 名
 (続柄)

